

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ



仕事の原因のケガや病気は健康保険を使用できません

業務中や通勤途上にケガや病気になった場合は、原則として労災保険の適用となり、健康保険を使用することができません*。
管轄の労働基準監督署へご相談ください。

健康保険は
使用できません!

《通勤中のケガ》



《工作中的ケガ》



*被保険者が5人未満の法人役員であって、一般従業員が従事する業務と同一である業務を遂行している場合、その業務に起因するケガや病気は健康保険給付の対象になります。(労災特別加入を除く)

お知らせ



協会けんぽでは、加入者のケガや病気について労災保険が適用される可能性がある場合、事業主様または被保険者様宛に照会文書を送付しております。
照会文書が届きましたら、お手数ですが速やかに回答をお願いいたします。

お問い合わせはこちら ▶ レセプトグループ TEL:0857-25-0050 (音声案内③)

治療用装具の申請時は送付前にご確認ください

療養費（治療用装具）の申請時に記入誤りや添付書類漏れが多くみられます。申請書送付前に再度ご確認をお願いします。

申請書

申請書1ページ目 申請者は「被保険者」です

健康保険 被保険者 療養費 支給申請書(治療用装具) 1 2 ページ **治**

コルセットや弾性着衣、治療用眼鏡等を作成・購入し、費用の払い戻しを受ける場合に使用ください。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

配号(定づめ)	番号(定づめ)	生年月日
健康保険をかけている人		
氏名(カタカナ)	キヨウカイ タロウ	
氏名	協会 太郎	
郵便番号(ハイフン除く)		電話番号(定づめハイフン除く)
住所	郡 町	番 号

※ご注意ください※
扶養家族が装具を作成した場合であっても、申請者は被保険者（保険をかけている人）となります。
被保険者がお亡くなりになっている場合は相続人となります。

添付書類

治療用装具製作指示装着証明書・領収書は**原本**

の添付が必要です。(コピー不可)
※靴型装具を申請する場合は作成した靴型装具の写真

添付書類の詳細はこちら



療養費（治療用装具）についてのお問い合わせはこちら ▶ 業務グループ TEL:0857-25-0050 (音声案内①)



鳥取県民の食生活と高血圧の関係に迫る！



協会けんぽ鳥取支部では令和6年8月から9月にかけて、協会けんぽ鳥取支部加入者へ食生活に関するアンケートを実施しました。

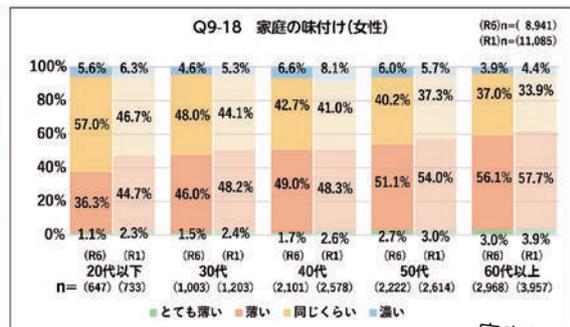
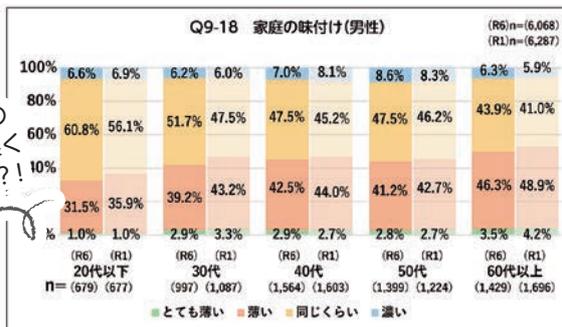
アンケートの実施にあたり、ご協力いただきました事業所のご担当者様、加入者の皆様にお礼申し上げます。

今回は令和元年度に実施したアンケート結果との比較分析を行っています。

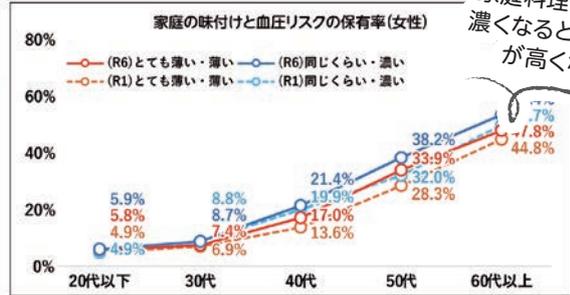
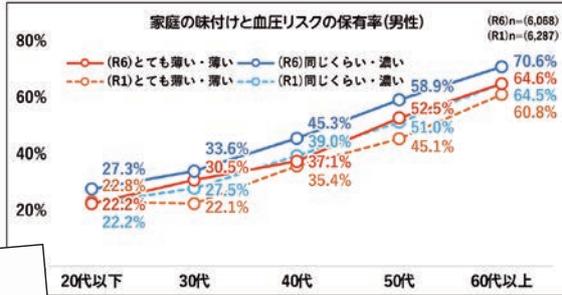
例えば…

家庭の味付けと血圧リスク

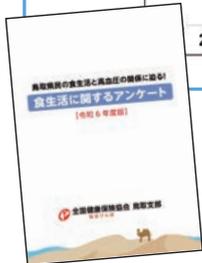
男女ともにすべての年代で、家庭の味付けは外食と比べて「同じくらい」と回答した割合が令和元年度より増加しており、年代が若いほど高い傾向にある。男女ともに、同じくらい・濃いと回答した層は「血圧リスク有」の割合が高くなっている。



家庭料理の味付けが濃くなっている？！



家庭料理の味付けが濃くなると血圧リスクが高くなる？！



食生活に関するアンケート結果は協会けんぽ鳥取支部のホームページにて公開中！ぜひ事業所での今後の健康づくりの参考としてご活用ください！

全国健康保険協会 ▶ 都道府県支部 ▶ 鳥取 ▶ 統計情報 ▶ 食生活に関するアンケート結果



食生活に関するアンケートについてのお問い合わせはこちら ▶ 企画総務グループ TEL:0857-25-0050(音声案内④)

【社員の健康づくり宣言事業所様限定】

健康測定機器のレンタルを始めました！

例年ご好評いただいております、健康測定機器のレンタルを開始しました。今年度は血圧計とAGEs(糖化産物)測定機器をご用意しております。事業所様での健康づくりには是非ご活用ください！

詳細は協会けんぽのホームページをご確認ください。

全国健康保険協会 ▶ 都道府県支部 ▶ 鳥取 ▶ 健康づくり ▶ 健康測定機器レンタルについて



最新情報を続々配信中！LINE公式アカウント、メールマガジンの登録をお願いします！



LINE公式アカウント



メールマガジン



全国健康保険協会 鳥取支部 協会けんぽ

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

TEL

0857-25-0050(代表)